

## 4 一般的諸注意

これから卒業までの間、神戸大学学生として快適で楽しく、かつ実りある学生生活を送っていただくため、ここでは、一般的な遵守事項・注意事項について述べます。

本学は傾斜地が多いため駐車スペースが少ないこと、一方、近辺にはJR・阪急・阪神等公共交通網も整備されていることから、**マイカー通学を禁止するとともに、バイクによる通学の自粛を広く求めています。**マイカーやバイクによる騒音は、授業や研究の妨げとなるだけでなく、車両のキャンパス内走行、駐車は歩行者の安全、緊急車両等の通行に支障をきたします。また、特にバイクによる事故・トラブルが頻発し深刻な問題となっています。

**学生の通学マナーについては、毎年、近隣住民の方から多数の苦情が寄せられていますので、通学に関する注意**(<https://www.kobe-u.ac.jp/ja/campus-life/general/manners/commute/>)**を熟読してください。**

さらに、**気持ちの緩みや安易な考えから麻薬や覚醒剤等に手を染めることは、皆さんのみならず、家族や大学にも影響を与え、社会的にも信用を失うこととなります。**

大学には、教育研究環境を良好に保ち、大学の秩序を維持するために、必要最小限の決まりとして教学規則をはじめとした種々の規則があります。皆さんがこれらの規則に違反した場合には、事の重大性によっては懲戒処分がくだされることになります。

将来を嘱望される皆さんには厳しいようですが、学生としての本分を自覚し、自律した生活を送ってください。

### (1) 特に重要な大学内外での諸注意

#### 1. 大麻等薬物乱用・所持の厳禁

**若者による大麻等禁止薬物の乱用事件が後を絶ちません。複数の大学の学生が大麻取締法違反で逮捕されたとの報道が新聞、テレビ等でなされ、大学生の大麻汚染が大きな社会問題となっています。薬物の乱用は身体的な障害だけでなく、幻覚や妄想、異常行動といった精神神経障害を引き起こし、人格の破綻につながります。**

**また、禁止薬物の所持、使用、売買等の行為は、重大な犯罪です。決して、禁止薬物に関わることをないようにしてください。**

#### 2. カルト系団体

大学の内外でスポーツや文化系の「サークル」を装って、学生を勧誘しているカルト団体に関する報道が新聞等でなされています。このカルト系団体は、その活動内容を明かすことなくフレンドリーに「サークル」活動へ勧誘し、機会を見て事務所に連れて行き、知らず知らずのうちにマインド・コントロールを行います。

カルト系団体に入会してしまいますと、皆さんの貴重な時間が奪われるばかりか、精神的・肉体的・経済的にも大変な負担となり、学生時代が台無しになってしまいます。くれぐれも注意するとともに、カルト系団体であると感じたときは、きっぱりと勧誘を断る強い意志をもって行動してください。

なお、万一、カルト系団体から勧誘活動を受けた場合は、学務部学生支援課にご連絡ください。

#### 3. アルバイトの勧誘

本学では、学生アルバイトの紹介業務を「大学生協」と「(株)ナジック・アイ・サポート(インターネットによる紹介)」にのみ委託しており、大学が個々のアルバイト(先)を紹介することは一切ありません。

賃金を払わなかったり、残業等を強制するブラックバイトが増加しており、通学路に貼られたチラシを見てアルバイトを申し込んだり、学内外でのアルバイトの勧誘に乗ってトラブルが発生した事例もあります。

アルバイト先は、「労働条件の提示」(法的義務)を求めて労働条件等の確認を行ってから慎重に決めましょう。問題や疑問が生じた時には、「労働条件相談ホットライン」(0120-811-610)へ電話して、相談しましょう。

#### 4. 個人情報を守る

##### ① 学生の携帯電話番号など個人情報を聞き出そうとする不審な電話について

神戸大学の教職員(事務担当課・係など)を騙り、「緊急に連絡したい」旨の内容により、学生の携帯電話番号などの個人情報を聞き出そうとする電話には、相手が大学関係者であるかどうかの確認(折り返しの電話など)を行うなど、安易に個人情報を教えることのないよう、注意してください。

また、家族の方にもこのような電話に注意するよう、伝えておいてください。

##### ② 携帯電話や、パソコンへのメールによるトラブルについて

携帯電話やパソコンに送られてきたメールに、返信やリンク先へのアクセス(特に携帯電話)により法外な登録料を請求されたといったことをよく耳にしますが、このような契約の意志確認を行っていないケースでは、支払いの義務は生じません。

相手先からの度重なるメールや電話があっても、登録料(と称する料金)など絶対に支払わないようにしてください。

このような被害に遭わないためにも、不審なメールに対し安易に返信などを行わないよう、注意してください。

万一、被害にあった場合は、最寄りの消費生活センターなどの窓口で相談してください。

## 5. 悪質商法

巧妙な手口で学生を狙った悪質商法が多発しています。これらの悪質商法は、学生の社会的経験の少なさなどにつけこみ、「楽をして儲かる」といった気持ちを起こさせ、時には脅迫まがいの方法で引き込んだりします。うまい話には必ず裏があります。内容をしっかり見極めて、甘い言葉に惑わされることなく、はっきりと断ることが必要です。

悪質商法には、キャッチセールス、アポイントメントセールス、マルチ商法、デート商法、インターネット商法、資格取得商法などがありますが、新しい手口も出てきていますので、くれぐれも注意してください。

また、万一このような事件の当事者となった場合、クーリング・オフの制度があり、これは訪問販売などで、いったん申し込みや契約をした場合でも、一定期間内（契約書面等を受領した日を含め、訪問販売8日間又はマルチ商法20日間）であれば、一方的に無条件で契約を解除することができる制度です。クーリング・オフをするときは書面によって行います。すでに支払った申込金（頭金）も、その全額が返ってきます。（ただし、一定の条件に該当せず、クーリング・オフできない場合もあります。）

なお、悪質商法の被害に遭い困った時は、一刻も早く最寄りの消費生活センターなどの窓口で相談してください。

## 6. SNS 等インターネット上での情報発信について

最近インターネット上の SNS 等を利用して、意見表明や情報発信等を行うことが盛んに行われています。このようなインターネットの利用は便利な反面、無意識に他人を傷つける恐れがあります。

インターネット上で反社会的な言動を表明すること、個人を攻撃すること及び他人のプライバシーを侵害することは倫理的に許されることなく、法に触れることもあります。また、自らの個人情報を安易に公開することにより自らをリスクにさらすことになる点にも十分に注意をするよう心がけてください。

## 7. 不正なプログラムのダウンロードの禁止について

インターネット上には、ライセンス等が不正に解除されたソフトウェアがダウンロード可能となっていることがあります。もし、これらを利用した場合、利用規約に違反した不正利用行為とみなされることとなります。特に大学のネットワークに接続されたパソコンで使用した場合、大学が不正利用したとみなされることとなりますので、不正利用をしないよう十分に注意するよう心がけてください。もちろん、個人のネットワーク環境においても、同様に十分な注意が必要です。

## (2) マイカー通学の禁止

交通事故の回避、騒音の防止並びに歩行者の通行安全等の観点から、「身体的な理由があり自動車を使用しなければ通学が困難な者」並びに「特別な理由により許可を受けた者」以外のマイカー通学を禁止しています。

皆さんは、自らの研鑽の場として本学を選んだわけですから、本学が方針とする“マイカー通学の禁止”は、受け入れ難いこととは思えません。大多数の学生はこれを遵守し、公共の交通機関を利用して通学しています。

交通機関は、鉄道3路線が近くを運行しています。これらに連絡するバスの運行頻度も不自由のない程度に整備され、各鉄道の最寄り駅からは、徒歩による通学も十分に可能な距離にあります。

しかしながら、一部の学生で許可なくマイカー通学をする者がおり、これが大学構内や周辺道路を占拠し、大学及び地域社会における環境問題となっています。不法駐車による周辺住民への迷惑は大変なものです。大学周辺の町内会・自治会は、警察に不法駐車取締強化を要望する一方、大学へも同様の要望を寄せています。また、自衛手段に訴えた住民もあり、不法駐車の子生が住民に糾弾され、大学をも巻き込んだ深刻なトラブルが発生しています。周辺住民への迷惑となる行為は、厳に謹んでください。

また、不幸にも交通事故のため、亡くなったり、身体的・経済的・精神的苦痛に耐えられず、学業なかばで本学を去らざるを得なくなったりすることも大変残念なことです。

### (3) 鶴甲第1キャンパスにおける車両乗入れ規制

入学後1年間は、主として鶴甲第1キャンパスで学生生活を行います。本キャンパスの車両乗入れ規制は以下のとおりです。また、これ以外に各学部においてもそれぞれ車両規制を行っていますので、各学部の学生便覧等で確認し、それぞれの規制を守ってください。

#### ① 自動車通学の禁止

学生の大学構内への車両の乗り入れは、身体に障害がある者以外は、原則として認められていません。

なお、自動車通学の禁止理由は次のとおりです。

- ア 過密なキャンパスでの人身事故を防止する。
- イ 消防車・救急車等の緊急車両等の通行を十分に確保する。
- ウ キャンパス周辺の住民の日常生活の安全を確保する。
- エ 狭隘なキャンパス内に駐車スペースが確保できない。

#### ② バイクによる通学自粛 **(バイクの駐輪登録をしてください !!)**

バイク通学には大きな危険を伴います。

本キャンパス前の道路は重大な交通事故多発地帯であり、事故から身を守るためにもバイク通学の自粛を求めています。

やむを得ない理由により、バイク通学をする者は、キャンパス内における歩行者の安全と教育・研究の支障となる騒音防止のため、次の事項を遵守してください。

なお、キャンパス内での事故について、大学は一切責任を負いません。

- ア **鶴甲第1キャンパス内へのバイクの出入り口は東門1か所です。正門からバイクで入ることはできません。**  
また、駐輪場の出入りはそれぞれ一方通行となっていますので注意してください。
- イ 安全のため学内道路では、制限速度 15 km /h を遵守してください。
- ウ 駐輪場内では降りて押すか、最徐行してください。
- エ 歩行者及び他者の妨げにならないように、指定区域内に駐輪してください。
- オ **鶴甲第1キャンパス内へのバイク、自転車の乗り入れは禁止です。乗り入れが認められるのは、駐輪場のみです。**

#### 【バイクの駐輪登録について】

バイク通学者の安全運転意識の向上および事故防止等の観点からバイクの駐輪登録を義務付けています。所属学部・研究科の学生担当係または学生センターで登録書の配付と受付をしていますので登録をしてください。登録時に配付する登録シールのないバイクや指定場所以外に駐輪しているバイクは撤去することがありますので**必ず登録してください**。(電動キックボードを使用する場合も駐輪登録が必要となります。)

### (4) 神戸大学は学内全面禁煙

神戸大学では、快適な教育研究環境を確保し、学生及び教職員の健康増進並びに疾病予防を図り、あわせて、喫煙習慣がつかない環境を提供するために、全キャンパスにおいて敷地内全面禁煙を実施しています。また、神戸市の条例では「市民等は、路上喫煙をしないよう努めなければならない。」と定められています。大学の敷地外での喫煙、吸い殻の放置(ポイ捨て)により、大学近隣の住民や、周辺の道路を歩いておられる方に迷惑が掛からないよう、節度ある行動をお願いします。

### (5) 鶴甲第1キャンパスにおける学生の掲示物

学生個人又は団体が構内に掲示しようとするときは、責任者及び連絡先を明記、大きさは日本標準規格A3判以内、同一内容は2枚までとし、学生用掲示板を使用してください。学生用掲示板の場所は「地図」をご参照ください。**所定の場所以外に掲示したり、掲示目的(行事開催日が過ぎたものなど)を満たしたものを放置したりしているときは、高等教育推進機構教養教育院長・国際文化学研究科長が撤去を命ずるか、あるいは撤去します。**

なお、掲示板を有効に活用するため、年3回(9月末、12月末、3月末)全ての掲示物を一掃し、使用できる面積を確保しますので、予め承知しておいてください。

### (6) 鶴甲第1キャンパスにおける立看板置場の利用

鶴甲第1キャンパス構内の安全保持、植木の保護、構内美化等のため、立看板置場を設置しています。

学生が課外活動等のため立看板を設置する際には、「神戸大学立看板に関する内規」に従い、手続きを経たうえで設置するようにしてください。

大学HP: [立看板について \(https://www.kobe-u.ac.jp/ja/campus-life/general/clubs/signboards/\)](https://www.kobe-u.ac.jp/ja/campus-life/general/clubs/signboards/)

なお、学生個人での設置は認められていません。

また、申請を行わずに設置された場合、掲示内容に公序良俗に反する内容が含まれる場合、本学と関連のない事業の営利宣伝行為に相当する場合、本学の品位を損なう内容である場合は設置を許可しないことがあります。



## (11) 寺口町私道のバイクによる通り抜け禁止〔嚴重注意〕及び工学部南側学内通路坂道の通行制限について

### ーバイクによる通り抜け禁止ー

灘区寺口町の住民から、騒音等のため、同人宅前の私道を学生がバイクで通り抜けることに対して、繰り返し苦情の申し出があります。

決して私道（右図の赤色の道）をバイクで通り抜けないようにしてください。

### ー学内通路坂道の通行制限ー

地域住民からの要望等により、門扉を設置し、21：00～翌6：30は施錠しているため通行できません。



## (12) 飲酒

各種行事やコンパなどで、大学生の急性アルコール中毒による事故が増え、時には尊い命が失われています。飲酒による事故を未然に防ぐため、最も危険な行為である「イッキ飲み」は絶対にしないよう注意してください。また、飲ませた人は傷害致死罪で告発された事例もあります。したがって、コンパなどでは無理に他人にすすめたり、先輩のすすめだからといって無理に飲んだりしないよう、過度の飲酒には、十分注意してください。

**20歳未満者の飲酒は法律で禁止されています。**

## (13) 遺失物の照会、拾得物の届出

学内で物を紛失したり、置き忘れたりしたときは、学務課共通教育グループ、学生支援課生活支援グループ又は所属学部等の担当係に問い合わせてください。

また、学内で物を拾ったときは、同キャンパス内の最寄りの学部等の担当係に届け出てください。

## (14) キャンパス内で事故・事件等が発生した場合

キャンパス内で事故・事件にあった方（目撃も含む）は、以下のとおり連絡等をしてください。

なお、これは強制的なものではありませんので、各自の判断で冷静・沈着そして柔軟に行動してください。

1. **最寄りの事務室**に連絡をしてください。
2. 【緊急を要する事故・事件】
  - ・ **110 番へ通報**するとともに、**最寄りの事務室**に連絡をしてください。
3. 【急な疾病や事故など、救急処置を必要とする時】
  - ・ **保健管理センター**と**最寄りの事務室**へ連絡し、指示を受けてください。（患者を動かしてはいけない場合があります）
  - ・ 重症ないし重体と判断される場合には、保健管理センターへ連絡、**同時に消防救急隊（119 番）**へ通報するとともに、**最寄りの事務室**に連絡をしてください。
4. 【火災を発見した時】
  - ・ 大声で周囲に知らせ、また火災報知器を使用してください。
  - ・ 初期消火が可能な場合は消火器を使用し、消火不可能な場合は避難し、**119 番へ通報**するとともに、**最寄りの事務室**に連絡をしてください。

### ○学内緊急電話

学内緊急電話は、急病、怪我、火災等の緊急用として、学内の教室前の廊下、体育館等に設置され、ワンタッチで事務室・保健管理センター・門衛所・消防救急隊（119 番）へ通報することができます。

特に、急病、怪我の場合は、必ず保健管理センターへ通報してください。

また、119 番通報したときは、事務室又は門衛所にも速やかに連絡してください。

### 連絡先

**勤務時間内**（平日 8：30～17：15）

保健管理センター [☎ 078-803-5245]、最寄りの事務室（表紙裏面参照）

**勤務時間外** 最寄りの門衛所

鶴甲 1 門衛所 [☎ 078-803-7546]

六甲台門衛所 [☎ 078-803-7296]

鶴甲 2 門衛所 [☎ 078-803-7941]

理学部門衛所 [☎ 078-803-5777]

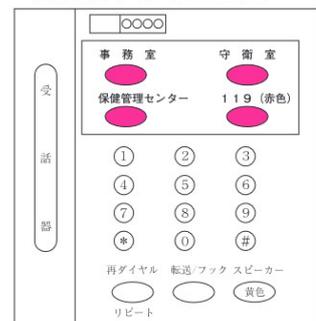
医学部（医学科・医療創成工学科）門衛所 [☎ 078-382-5052]

工学部門衛所 [☎ 078-803-6361]

海洋政策科学部門衛所 [☎ 078-431-6234]

### 緊急用電話仕様

（保健管理センターは、六甲台地区のみ）



## (15) 学生アカウント利用上の注意

本学では、入学時に学生アカウントを全員に配付しています。このアカウントは、必修の情報基礎の受講のみならずネットワークを利用したメールのやりとりや、インターネット上の情報収集、成績確認や履修届の提出、休講補講の参照等、学生生活に不可欠なものです。DX・情報統括本部情報基盤センター（以下「情報基盤センター」という）からの**アカウント通知書を紛失しないよう十分気を付けてください**。あわせて、このアカウントで Microsoft 365、Google Workspace for Education も利用可能となっています。個人利用の各アカウントとは区別して利用してください。

また、使い方を間違えると他人に多大な迷惑をかけたたり、管理義務を問われたりすることになりますので、次の注意事項をよく読んで使用してください。

### 1. 利用上の注意

配付された「アカウント通知書」の封筒裏面及び以下に記載されている注意事項をよく読んで遵守してください。

#### ・メールによる連絡

アカウント通知書に記載されているメールアドレスに対して、神戸大学からの事務的な連絡を行うことがあります。**定期的にメールを確認するようにしてください**。

#### ・配付されるアカウント通知書の管理義務

本学のアカウントは、神戸大学の全構成員に発行されています。アカウント通知書は、本学に所属している間は、大切に保管・管理してください。アカウントは、情報基盤センターだけでなく、教務情報・図書館システム等において個人を認証するものであるため、複数人で共有することを禁止します。**したがって、パスワードを他人に教えたり、アカウント通知書やパスワードを書いたメモ等を人の目に触れるところに放置したりしないようにしてください**。アカウント通知書を紛失した場合は、速やかに情報基盤センターにて、再交付の手続きをしてください。

#### ・教育・学術・研究に関係のない利用の禁止

本学のネットワークは、学術情報ネットワークの一部です。営利目的など、教育・学術・研究目的及びそれを支援する目的以外の使用は禁止されています。

- ・迷惑メールの禁止  
転送を強要する回覧メールや不特定多数対象のメール送信などは、禁止されています。
- ・ガイドラインの遵守  
本学で定めている「学内ネットワーク及びサーバの利用に関するガイドライン」、「インターネット上のサービス利用に関するガイドライン」の内容を遵守してください。（[情報基盤センターWEB ページ https://www.istc.kobe-u.ac.jp/](https://www.istc.kobe-u.ac.jp/) の Menu>ネットワーク・セキュリティ関連>セキュリティ>情報セキュリティポリシー で内容を確認できます。）
- ・安全保障輸出管理規制  
国際的な平和と安全の維持を目的とする輸出管理（軍事転用可能な技術・ソフトウェア等の外国への提供防止等）を確実にを行うため、外国為替及び外国貿易法を遵守してください。
- ・インターネットへの情報公開時の注意について  
SNS など、インターネットを通じて情報を広く一般の人に公開するツール等がたくさんあります。情報公開においては著作権、商標権、プライバシー等様々な注意が必要です。不用意な情報を掲載すると、場合によっては訴訟などの対象にされることもあり得ます。

## 2. 情報基盤センターからのお知らせ

インターネット、電子メールなどを利用する場合の注意事項については、次の WEB ページに詳しく掲載していますのでよく読んでください。

[情報基盤センターWEB ページ https://www.istc.kobe-u.ac.jp/](https://www.istc.kobe-u.ac.jp/)

なお、各システムやネットワーク機器等の利用停止日などのお知らせもこの WEB ページ上で行いますので、定期的にチェックするようにしてください。

## 3. 学生アカウントで利用できること

- (1) 学内に設置している教育用プリンタからレポートなどをプリントアウトできます。
- (2) 電子メールは、自宅等の学外からでもプロバイダ経由等で送受信ができます。
- (3) 学内の各所に設けられた全学用無線 LAN (KUWiFi-x) においては、自分のノートパソコン等を接続して WEB ページの閲覧、電子メールの送受信等ができます。
- (4) VPN サービスを利用して、学外（プロバイダ経由）から学内専用サイトを閲覧することができます。（VPN 接続時には二要素認証の設定が必要となります）
- (5) Microsoft 365 のデスクトップアプリ（Word、Excel、PowerPoint、Outlook など）が利用できます。
- (6) その他に利用できるサービス等については、情報基盤センターWEB ページをよく読んでください。

## (16) 防災の心得

本学は平成 7 年 1 月 17 日阪神・淡路大震災によって多くの教訓を得ました。特に日頃の「防災に対する心構え」を持つことが非常に重要な要素の一つでした。このことから、神戸市消防局発行の「防災マニュアル等」から防災・災害時の心得を抜粋しましたので参考にしてください。

本学では平成 26 年度より安否確認システム（ANPIC）を導入しています。詳細情報については[大学のホームページ \(https://www.kobe-u.ac.jp/ja/about/action/crisis-management/\)](https://www.kobe-u.ac.jp/ja/about/action/crisis-management/)に記載しています。

なお、学内外を問わず災害に遭った場合は、できるだけ早く所属学部の担当係へ安否の連絡を行ってください。

① 火災に備えて

A 平常時

- ア 喫煙は所定の場所で行う。(※神戸大学構内は全面禁煙となっています。)
- イ たばこの吸殻、マッチ等は所定の灰皿以外に捨てない。
- ウ 火気使用中は、後始末を完全に行う。
- エ 火災報知器、消火器等の設置場所を熟知しておく。

B 火災発見

- ア 早く知らせる……ただちに火災報知器のボタンを押し、大声で最寄りの職員、学生に連絡する。
- イ 早く消火する……出火から3分以内の初期消火が限度です。
- ウ 早く逃げる……炎が天井に燃え広がったらいさぎよく消火をあきらめ避難する。

C 避難するポイント

- ア 服装や持ち物にこだわらず、できるだけ早く避難する。
- イ 煙の中を通るときは、姿勢をできるだけ低くする。
- ウ エレベーターは使用しない。
- エ 一度逃げ出したら絶対に戻らない。
- オ 濡らしたタオルやハンカチで口や鼻をおおう。

② 地震に備えて

A 平常時

- ア 学生間（クラス、クラブ、友人等）で折にふれ話し合いをしておく。
- イ 広報誌等で知識を得ておく。
- ウ 避難場所（グラウンド、広場等）、避難路を確かめておく。
- エ 旅行等の場合は家族等に連絡しておく。
- オ 非常用持出品を備えておく。

B 発生時

ア 学内

- ・机などの下に隠れ身を守る。（余裕がなければ手近の本やカバンなどで頭を保護する）
- ・避難口を確保する。
- ・火元の始末は速やかに、（コンセントやガス栓、タバコの吸いさしなど）
- ・室内サンダルなどで歩き回らない。（怪我をしないよう靴にはきかえる）
- ・窓ガラスや物品等の飛散に注意する。
- ・屋外にいる場合は、速やかに建物、高い壁、階段等から離れ、最寄りの安全な場所で身の安全を守る。

イ オフィス街・商店街

- ・その場に立ち止まらず、頭をカバンなどで保護して安全なビルや空き地へ避難する。
- ・逃げる場所の判断を誤らない。（壁や自動販売機などから離れる）
- ・垂れ下がった電線には近づかない。

ウ 劇場

- ・あわてて出口に殺到しない。
- ・カバンなどで頭を保護し、座席の間に身を隠し、落ち着いて様子を見る。係員の指示に従い冷静に行動する。

エ エレベーター

- ・最寄りの階で止めて降りる。万が一ドアが開かないときでも、脱出口から出ないで救助を待つ。

オ デパート・スーパー

- ・カバンなどで頭を保護し、壊れやすいもの、倒れやすいものから離れる。柱や壁際に身を寄せ、係員の指示を聞く。
- エレベーターは使わない。地震そのものの被害よりパニックなどによる人災が怖い。

カ 電車や地下鉄の車内

- ・手すりや吊り革、座席につかまり姿勢を低くする。
- ・途中で止まっても、非常コックを開けて勝手に車外に出たり、窓から飛び出したりしない。
- ・乗務員のアナウンスに従って落ち着いた行動を取る。

キ 車を運転中

- ・徐々に速度を落とし、道路の左側に寄せてエンジンを切る。揺れがおさまるまで車外に出ず、ラジオで情報を聞く。
- ・車外に出るときは、ロックせずにキーはつけたまま。

③ 風水害に備えて

A 事前にラジオやテレビなどで気象情報の収集を。

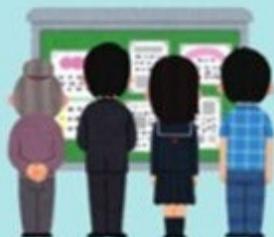
B 停電に備えて懐中電灯やトランジスタラジオの用意を。

C 避難に備えて非常持出品の準備を。

D 車の使用は控える。

# 学生への通知・連絡方法と 災害時の安否確認について

学内掲示板



うりぼーポータル



教務情報システム  
「うりぼーネット」



電子メール



○学生への連絡事項は、主として**学内掲示板**で伝えられますが、緊急事項や学内掲示板に不向きな個人情報、また重要事項等については、「**うりぼーポータル**」の**トピックス**や**教務情報システム「うりぼーネット」**の**掲示板**、また**電子メール**を活用する場合があります。

日ごろから掲示物等を確認し情報を入手するよう心掛けてください。

○神戸大学では、**災害時の安否状況**を確認する**安否確認システム「ANPIC」**を導入しています（次頁をご覧ください。）

○大学からのメール及び安否確認システムからのメールは、「**うりぼーネット**」の「**学生個人情報**」に登録している**アドレスに送信**しますので、確実に受信できるよう最新のメールアドレスを大学に届け出てください。

※大学（情報基盤センター）が配付するメールアドレスから、個人の携帯番号メール等への転送も可能です。（情報基盤センターのWEBページ「メールソフトの設定方法」を参照）

## 災害発生時の安否確認システム

神戸大学では、災害時の安否状況を確認する**安否確認システム「ANPIC」**を導入しています。地震等の大規模災害が発生した場合、うりぼーネットの「学生個人情報」に登録しているメールアドレス及び学番メールに「ANPIC」から安否確認のメールが送信されます。なお、「ANPIC」にログインすることはできません。

### ★地震が発生した場合

兵庫県・大阪府・京都府・和歌山県・徳島県・香川県・岡山県・鳥取県において、震度5弱以上の地震が発生した場合は、「ANPIC」からメールが自動送信されます。

### ○「ANPIC」から自動送信されるメール内容

(件名)【神戸大学 ANPIC】安否状況をお知らせください (Please report safety situation)

(本文) 神戸大学 ○○ ○○様  
地震が発生しました。  
(An earthquake has occurred.)  
以下の URL をクリックして、安否状況を報告してください。  
(Please visit the following URL and report your safety situation.)  
<https://anpic-kobe-u.jecc.jp/kobe-u/report/?=====>  
地震の詳細については以下の通りです。

- 日時  
20XX/XX/XX XX:XX
- 震源地  
○○○○ 震度5弱
- 各地の震度  
【震度5弱】

URLをクリック



安否状況を報告してください！！

・本人の安否  必須  無事  軽傷  重傷  その他  安否状況の選択

・現在地  必須  自宅  学内  その他  現在地の選択

・コメント 状況の詳細や連絡先など  
コメントの入力 (任意)

安否状況を報告する

### ★その他の災害発生時や緊急連絡

大学から、手動メール送信にて安否確認を行います。

#### 【メールアドレスについての注意事項】

携帯電話のアドレスを登録している、または携帯電話に転送されるアドレスを登録している方で、**迷惑メール受信拒否設定をしている場合は、事前に必ず【no-reply@jecc.jp】を受信できるように設定**してください。

※お使いの携帯電話によっては、初期設定で迷惑メール受信拒否になっている可能性があります。

受信設定方法は大学 HP で確認してください。

<[神戸大学安否確認システム \(ANPIC\)](#)>

<https://www.kobe-u.ac.jp/ja/about/action/crisis-management/>

## (17) 人権について

「知らない」ではすまされない 一守りはぐくむ “人権の束”

「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ尊厳と権利とについて平等である」

これは、1948年に国連で採択された「世界人権宣言」の第1条に掲げられた大原則です。しかし、私たちの人権は、時として不当に侵害され、差別や社会的排除が横行することがあります。意識的ないじめや差別を許してはならないのはもちろんですが、無知から起きる偏見や差別も多々あります。知らない間に被害者になったり、加害者になったりしないために、人権について学び、自身の問題としてとらえ、もしも人権侵害があると気付いた時には、改めていく努力をしなければなりません。

人権は、英語で「Human Rights」と記されます。「Rights」と複数形になっているのは、どうしてだと思いますか？「言論の自由」や「教育を受ける権利」、「職業選択の自由」など、現在、私たちが手にしている人権は、はじめからすべてが規定されていた訳ではなく、長い歴史の中で一つ一つ獲得されてきたものだからです。

たとえば、皆さんが日本人であれば、18歳になると当たり前のように選挙権を得ます。しかし、わずか70数年前まで、女性に選挙権はありませんでした。世界を見わたせば、独裁政権下で、思想信条や発言の自由が認められていない国がまだまだあります。紛争地域や最貧国の人たちは、最も基本的な生存権さえ脅かされています。

つまり今、皆さんの生命や社会生活を守っている“人権の束”は、先人たちが苦勞して積み上げてきたものといえます。その延長線上で、権利を享有する私たちは、この“財産”をしっかりと守り、まだ保障されていないさまざまな権利の確立に向けて、努力していく責任があるのです。

日本国憲法は、私たちの自由や平等を基本的人権として保障し「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」（第14条）と明記されています。しかし、以前はこの国でも、封建制度を堅持するために「えた・非人」という被差別階級が政策的につくられ、その差別の解消には長い時間がかかっています。女性差別や障害者差別についても、不断の努力で少しずつ改善されてきましたが、完全にはなくなっていないです。近年では、情報技術（IT）の普及に伴い「ネットいじめ」など、新たな人権侵害のケースも出てきています。インターネットの匿名性を借りて、人の悪い噂などを面白半分にならすような卑劣な行為には、絶対に加担すべきではありません。

皆さんが大学生活を送る上でも、人権侵害の被害者や加害者になってしまう落とし穴があります。たとえば、楽しいはずのコンパで、無理にお酒を飲ませるのは「アルコール・ハラスメント」という、生命にもかかわる人権侵害行為です。「ドメスティック・バイオレンス（DV）」という夫婦間で起きると考えられていた身体的・精神的暴力についても、最近では学生カップルの間にまで広がってきているようです。「セクシュアル・ハラスメント（性的嫌がらせ）」や「アカデミック・ハラスメント（教育・研究上の不当な扱い）」といった人権侵害行為には、強い立場にある人が、その地位や権限を悪用して、弱い立場の人を支配しようとする共通の構図があります。「愛情」や「教育的指導」を口実にしているだけに分かりにくいのですが、問題の本質をとらえ、拒否あるいは告発する勇気を持ってください。

また、大学生活では、さまざまな国から来た留学生と接する機会も増えます。初めは戸惑うかもしれませんが、多様な文化や価値観に触れるチャンスを生かしてもらいたいと思います。

2011年の東日本大震災では1万5千人を超える人命が失われました。ここ神戸市でも、1995年に起きた阪神・淡路大震災によって、6430人以上の方が亡くなりました。神戸大学でも、当時の神戸商船大学（現・神戸大学海事科学研究科・海洋政策科学部）と合わせて47人の学生や教職員が犠牲になっています。この地で学ぶ皆さんには、生命の大切さや助け合うことの尊さを心に刻み、地域コミュニティの一員である、という自覚をもって、有意義な大学生活を送っていただきたいと思います。多様性を認める寛容さや柔軟性をもち、自分の痛みと同じぐらいほかの人の痛みにも敏感になること。これが、本学の学生として学ぶにあたり、もっとも大切な姿勢なのです。

本学では、ハラスメントなどの人権侵害に関する相談窓口を設けています。詳しくは「8 ハラスメント」を参照してください。

### 人権図書コーナーについて

総合・国際文化学図書館（鶴甲第一キャンパスに設置）に「人権図書コーナー」を設けて、人権に関する図書（人権一般、同和問題、少数民族・外国人、障害者、ジェンダー、子ども・高齢者、環境、平和、情報（プライバシー・知る権利等）を整備していますので、ご利用ください。

## (18) 国民年金への加入

国民年金は社会保険制度の一つで、老齢、障害及び死亡により老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金として受け取る制度です。

日本に住んでいる20歳以上60歳未満のすべての人が公的年金に加入することが法律で義務付けられていますので、20歳になったら、必ず国民年金への加入手続きをしてください。20歳以上で未加入の学生も至急加入手続きをしてください。

国民年金の加入手続きは、住民票を登録している市区町村の国民年金担当窓口で行ってください。下宿している学生で、住民票を居住地に移していない場合は、委任状により家族が手続きの代行をすることもできます。

国民年金の保険料は、月額17,510円（令和7年度）です。保険料は、日本年金機構（年金事務所）から送付される国民年金保険料納付書（領収（納付受託）済通知書）により納めることとなりますが、口座振替による自動引き落としやクレジットカードの利用も可能です。また、保険料は申し出により家族が納めることもできます。

### 〔国民年金の学生納付特例制度〕

#### 1. 対象者

日本国内に住むすべての人は、20歳になった時から国民年金の被保険者となり、保険料の納付が義務づけられますが、学生については、在学中の保険料納付を猶予する「学生納付特例制度」が設けられています。これは、本人の所得が一定以下（前年度の所得基準：128万円＋扶養親族等の数×38万円＋社会保険料控除等）の学生を対象としており、申請に基づき承認されると適用されます。家族の方の所得の多寡は問いません。

#### 2. 老齢基礎年金との関係

老齢基礎年金を受け取るためには、原則として保険料の納付済期間等が10年以上必要ですが、学生納付特例制度の承認を受けた期間は、この10年以上という老齢基礎年金の受給資格期間に含まれることとなります。ただし、老齢基礎年金の額の計算の対象となる期間には含まれません。満額の老齢基礎年金を受け取るためには、40年の保険料納付期間が必要です。このため、将来満額の老齢基礎年金を受け取るために、10年間のうちに保険料を納付（追納）することができる仕組みとなっています。（学生納付特例期間の承認を受けた期間の翌年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納する場合には、承認を受けた当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が加わります。）

#### 3. 障害基礎年金との関係

障害や死亡といった不慮の事態が生じた場合に、（1）その事故が発生した月の前々月までの被保険者期間のうち保険料納付済期間（保険料免除期間を含む）が3分の2以上ある場合、又は（2）その事故が発生した月の前々月までの1年間に保険料の未納がない場合には、障害基礎年金が支給されますが、学生納付特例制度の承認を受けている期間は、保険料納付済期間と同様に当該要件の対象期間になりますので、万が一のときにも安心です。

国民年金に加入しなかったり、加入していても（学生納付特例申請手続きもせず）保険料を滞納した場合は、在学中に事故や病気で障害が残っても、障害基礎年金を受け取ることができなかったり、将来受ける老齢基礎年金も減額されてしまいますので注意してください。

国民年金に関する詳細については、最寄りの年金事務所へ問い合わせてください。

## (19) 海外渡航にあたっての危機管理

海外へ渡航する学生のみなさんは、異国ならではの経験を沢山することと思います。それらすべてが、みなさんの学びに繋がる良い経験となることが理想ではありますが、実際には、海外において、テロや事件、感染症などさまざまなリスクも存在しています。海外渡航・滞在時には、常に「自分の身は自分で守る」という意識を持つように心がけてください。

また、以下の項目をよく確認し、渡航前に危機管理対策を行うことはもちろん、危機管理に関する情報収集を十分に行うようにしてください。

危機管理に関する情報は、[こちらのサイト](#)に掲載しています。

大学トップ>国際交流>神戸大学からの海外留学>危機管理

<https://www.kobe-u.ac.jp/ja/international/study-abroad/safety/>

### 1. 危機管理サービス OSSMA Plus について

本学では、日本エマージェンシーアシスタンス株式会社（以下、EAJ）と契約し、海外渡航中の危機管理対策を行っています。みなさんの渡航情報を管理・把握することにより、有事の際には EAJ と連携し、迅速に安全確保を行います。大学プログラム（神戸大学が企画・実施するプログラム）で海外渡航する学生は、OSSMA Plus の加入は必須です（会費は学生負担）。加入手続きについては、学生もしくは大学が OSSMA アプリから登録しますので、派遣決定後、海外渡航プログラム担当係の指示に従ってください。（非大学プログラムで海外渡航する学生にも加入を強く推奨しています。登録手続きについては、国際交流課または所属学部・研究科の教務担当係にお問い合わせください。）

### 2. 海外旅行保険について

OSSMA Plus ではカバーされない日常トラブルによる出費についての補償（個人賠償責任、携行品損害、航空機遅延等）には、原則、OSSMA Plus 会員専用上乗せ海外旅行保険に加入し備えることとしています（会費は学生負担）。加入手続きについては、OSSMA Plus 登録手続き後の案内に従って、各自で行ってください。

### 3. 海外渡航届の提出

海外で事件や事故、災害などが発生した場合に、大学がいち早くみなさんの所在及び安否を確認するために、[海外へ渡航する学生は、全員、必ず「海外渡航届」を提出してください。個人での留学や私的な旅行の場合も提出が必要です。](#)「海外渡航届」の提出をしないままに海外渡航しているケースも、しばしば見受けられますので、ご注意ください。

提出方法は [GEMs（グローバル教育管理システム）](#) にアクセスし、オンラインで提出してください。

<https://gems.ofc.kobe-u.ac.jp/>



神戸大学グローバル教育管理システム  
Kobe University Global Education Management System

#### 4. 本学の海外渡航判断基準

本学では海外渡航にあたり「国際交流危機管理マニュアル」を策定しています。以下の表は国際交流危機管理マニュアル内、海外危険情報対応基準における学生についての記載を抜粋しています。

大学プログラム（本学が企画・実施する海外派遣プログラム）については、「[外務省海外安全ホームページ](https://www.anzen.mofa.go.jp/)」(<https://www.anzen.mofa.go.jp/>)に掲載されている「危険情報」及び「感染症危険情報」を基に、下記の「海外危険情報対応基準」により、海外派遣の可否を判断します。

##### 「海外危険情報対応基準」

外務省の危険情報（※1）		学生（※2）
<b>レベル1：</b> 十分注意してください。	その国・地域への渡航、滞在に当たって危険を避けたいため特別な注意が必要です。	<b>原則可</b> 特別な注意を払う必要があることを理解させた上で、派遣の実施・継続は原則可とする。ただし、大学が中止を決定する場合は不可とする。
<b>レベル2：</b> 不要不急の渡航は止めてください。	その国・地域への不要不急の渡航は止めてください。渡航する場合には特別な注意を払うとともに、十分な安全対策をとってください。	<b>不可</b> 派遣は延期または中止、派遣中の者は帰国させる。
<b>レベル3：</b> 渡航は止めてください。（渡航中止勧告）	その国・地域への渡航は、どのような目的であれ止めてください。（場合によっては、現地に滞在している日本人の方々に対して退避の可能性や準備を促すメッセージを含むことがあります。）	<b>不可</b> 派遣は中止、派遣中の者は帰国させる。
<b>レベル4：</b> 退避してください。渡航は止めてください。（退避勧告）	その国・地域に滞在している方は滞在地から、安全な国・地域へ退避してください。この状況では、当然のことながら、どのような目的であれ新たな渡航は止めてください。	<b>不可</b> 派遣は中止、派遣中の者は即刻帰国させる。

※1 「危険情報」と「感染症危険情報」のレベルに相違がある場合は、レベルが高い危険情報を基準に判断するものとする。

ただし、感染症危険情報は、危険情報の4段階のカテゴリごとの表現に収まらない感染症特有の注意事項を状況に応じて追加で付記されるため、感染症危険情報が発出された場合は、別に対応基準を定めることができる。

※2 大学プログラムによる学生の派遣について定めるものとするが、大学プログラム以外（私費留学、私的旅行等）による学生の渡航についても、本対応基準を基に所属部局の指導教員等が指導を行うこととする。